

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (26) (略) (27) 事業の内容 a ・ b (略) c <u>提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。</u> (28) ～ (87) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (26) (略) (27) 事業の内容 a ・ b (略) (新設) (28) ～ (87) (略)

改 正 案	現 行
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (6) (略) (7) 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「<u>本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合</u>」と読み替えるものとする。 (8) ～ (66) (略)	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (6) (略) (7) 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。 (8) ～ (66) (略)

改 正 案	現 行
第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (13) (略) (14) 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「<u>本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合</u>」と読み替えるものとする。 (15) ～ (48) (略)	第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略) (記載上の注意) (略) (1) ～ (13) (略) (14) 第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。 (15) ～ (48) (略)